

高根沢町地域防災計画の修正概要

平成 25 年 5 月現在
総務企画部地域安全課

1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、地震災害及び原子力災害への対応を始め、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする対策や体制の見直しが急務となっている。

地域防災計画の見直しに当たっては、町及び町内の防災関係者による災害対応について検証を行い、その結果を踏まえ、災害対策基本法第 42 条に基づき、高根沢町地域防災計画の震災対策編及び風水害等対策編を修正、原子力災害対策編を新編策定する。

2 計画の体系と修正箇所

修正（案）	現 行
1. <u>総則（計画の見直しの理念と視点等を追記）</u>	1. <u>総則</u>
2. <u>震災対策編（修正）</u>	2. <u>震災対策編</u>
3. <u>風水害等対策編（修正）</u>	3. <u>風水害等対策編</u>
4. 事故災害対策編	4. 事故災害対策編
5. <u>原子力災害対策編（新編策定）</u>	

3 高根沢町における東日本大震災後の防災体制整備状況

月 日	防 災 体 制 整 備 状 況
平成 23 年 5 月	○防災備蓄食糧購入（第 1 回）アルファ化米
6 月	○防災備蓄食糧購入（第 2 回）アルファ化米・カンパン
9 月	○凝固・衛生袋セット（し尿処理剤一式）
10 月	○防災拠点備蓄用毛布不足分整備 ○長崎県雲仙市から災害時における相互応援協定打診
11 月	○雲仙市職員と相互応援協定について事前協議

12月	○緊急速報メールの導入（NTTドコモ）
平成24年2月	○奥村雲仙市長外2名が来庁し相互応援協定について事前協議 ○雲仙市と「災害時相互応援協定」の締結 ○塩谷管内における「塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定」の締結
3月	○防災備蓄食糧購入（第3回）長期保存パン ○防災拠点避難所用ヘルメット購入 ○福祉避難用備蓄資機材一式購入（発電機・投光器等） ○災害時用簡易無線機購入
5月	○雲仙市との災害時支援体制の整備 ○ヤフー㈱との「災害に係る情報発信等に関する協定の締結」
6月	○㈱ダイードリンコと「災害時における飲料の供給協力に関する協定」の締結 ○国土交通省関東地方整備局と「災害時の情報交換に関する協定」の締結 ○「ささつな自治体協議会」を通じてネットワーク拡大を模索
7月	○雲仙市への派遣職員の予算措置（9月補正）
8月	○㈱伊藤園と「災害時における飲料の供給協力に関する協定」の締結 ○防災拠点施設用LED照明購入
11月	○特設公衆電話設備工事（小中学校・上高ふれあいセンター・ビレッジセンター・福祉センター・役場本庁舎計12ヶ所）
平成25年2月	○緊急速報メールの導入（ソフトバンク・au）
5月	○「ささつな防災支援協定」の締結 青森県西目屋村、福島県天栄村、栃木県益子町、埼玉県美里町、石川県志賀町、岐阜県七宗町、栃木県高根沢町の5町2村

4 高根沢町地域防災計画案の主な修正概要

P 3～P 14 参照

高根沢町地域防災計画案の主な修正概要

ページ	修 正 の 概 要
-----	-----------

(凡例)：○は風水害等対策編と共通する対策

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的及び性格等

第 3 節 本町計画の見直しの理念と視点

P2～3	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で得た教訓を踏まえ、次の理念に立って計画の見直しを実施する。 ①町民の生命を守る ②自助、互助、共助と公助による連携 ③災害に強いまちづくり <p style="text-align: center;">【P2 第 3 節 本町計画見直しの理念】</p>
------	---

第 2 章 防災関係機関等の役割分担

第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

P8	<ul style="list-style-type: none"> ・高根沢町社会福祉協議会の事務に以下を追加した。 ①ボランティアの受入及び活動支援に関すること ②災害時要援護者台帳の整備に関すること <p style="text-align: center;">【P8 9. 公共的団体等 高根沢町社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体ネットワークの事務を新たに記載した。 ①災害時要援護者支援に関すること ②拠点福祉避難所の運営に関すること <p style="text-align: center;">【P8 9. 公共的団体等 福祉団体ネットワーク】</p>
----	---

第 4 章 高根沢町の災害特性

P11～12	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を初めとして、過去に本町に被害をもたらした主な地震等についての記述を追記 ①関東大震災 ②今市地震 ③東北地方太平洋沖地震 <p style="text-align: center;">【P11 1 既往災害】</p>
--------	---

第2部 震災対策編

ページ	修 正 の 概 要
-----	-----------

地震被害想定

P14～17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の想定地震（想定宇都宮市直下型地震）をこれまでのM7.3（1995阪神・淡路大震災相当の規模：起こり得る可能性の比較的高い規模）に加えてM8.0（1891濃尾地震相当の規模：国内過去最大級であり、起こり得る最大規模）でも想定 <ul style="list-style-type: none"> 【P16 第2 被害想定結果】（県全体） ・ 東日本大震災における被害状況を新たに記述 <ul style="list-style-type: none"> 【P17 第3 東日本大震災における被害状況】（町全体）
--------	--

第1章 震災予防

第1節 防災意識の高揚

P18～21	<ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の普及啓発にあたり、活動内容等を追記 <ul style="list-style-type: none"> 【P18 第2 1 防災知識の普及啓発】 ○幼児・児童・生徒に対する防災教育について追記 <ul style="list-style-type: none"> 【P19 第3 2 防災教育の充実】 ○防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮を新たに記述 <ul style="list-style-type: none"> 【P20 第6 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮】 ○過去の災害に対する言い伝えや教訓の地域による継承を新たに記述 <ul style="list-style-type: none"> 【P21 第7 言い伝えや教訓の継承】
--------	--

第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化

P26	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターの設置、ボランティアリーダー育成事業の推進、福祉団体関係者との連携強化、企業ボランティアの育成について新たに記述 <ul style="list-style-type: none"> 【P26 第5 ボランティア及びボランティアリーダー育成事業の推進】 【P26 第6 福祉団体関係者との連携強化】 【P26 第7 企業ボランティアの育成】
-----	---

第3節 防災訓練の実施

P27～28	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の経験を踏まえた自助、互助、共助による防災訓練の実施について追記 <ul style="list-style-type: none"> 【P27 町等の役割 第1 総合防災訓練】 ○町・防災関係機関にあつては、訓練参加者が緊急時に適切な対応を措置できるよう体制強化について追記
--------	--

	<p>【P28 第2 1 防災図上訓練】</p> <p>○災害時要援護者の搬送訓練について新たに記述</p> <p>【P28 第2 5 災害時要援護者の搬送訓練】</p>
--	---

第4節 災害時要援護者対策

P29～31	<p>○福祉団体ネットワークの役割について新たに記述</p> <p>【P29 第4 2 NPO、福祉施設・事業者、ボランティア団体の役割】</p> <p>○要援護者に対する安全確保について、防災関係機関と福祉関係者が連携して定期的な情報交換により把握することを新たに記述</p> <p>【P30 第1 1 イ 関係機関による情報交換】</p> <p>○町内在住外国人に対する対策として、外国語化による外国人への防災知識の普及及び支援体制の推進について新たに記述</p> <p>【P31 第3 町内在住外国人に対する対策】</p>
--------	--

第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備

P32	<p>○各家庭における防災活動の推進について、家族による防災準備の必要性等について追記</p> <p>【P32 第1 各家庭における防災活動の推進】</p>
P33	<p>○事業所における防災活動の推進について新たに記述</p> <p>【P32 第1 事業所における防災活動の推進】</p> <p>○食糧、生活必需品の備蓄・調達体制の整備について追記</p> <p>【P32～33 第1 食糧、生活必需品の備蓄・調達体制の整備】</p>

第10節 情報収集・通信体制の整備

P45～46	<p>○インターネットの利用として、ヤフーとの情報発信等に関する協定締結に基づく情報発信について新たに記述</p> <p>【P45 第8 インターネットの利用】</p> <p>○町民からの情報収集体制の構築として、災害等得た情報を災害対策本部に発信するほか掲示板を活用する等して町民にも発信することを新たに記述</p> <p>【P46 第9 町民からの情報収集体制の構築】</p>
--------	--

第13節 医療救護体制の整備

P53	<p>○初期医療体制の整備における、自主防災組織等による自主救護体制の整備を新たに記述</p> <p>【P53 第1 2 自主防災組織等による自主救護体制の整備】</p>
-----	---

第14節 緊急輸送体制の整備

P55 P56	○緊急輸送道路の指定状況を新規追加 【P55 第2次緊急輸送道路：県道101号線（宝積寺－石末）】 ○災害時における燃料等の供給に関する協定に基づく燃料確保について新たに記述 【P56 第1 2 燃料の確保】
------------	---

第15節 防災拠点等の整備

P57	○防災活動拠点の整備において、燃料の確保を追記 【P57 第1 2 災害対策活動拠点】 ○災害時要援護者対応のための福祉避難所設置について追記 【P57 第2 2 避難場所の指定】
-----	---

第18節 危険物施設等災害予防対策

P64	○事業所の役割として大規模地震発生による影響を考慮し施設の耐震性の向上に努める旨を追記 【P64 事業所の役割 第1 1 災害予防対策 ③】 ○消防機関の予防対策として危険物等に対する自主保安意識の高揚を追記 【P64 県・町等の役割 1 消防機関等が実施する対策 ⑤】
-----	--

第19節 文教予防対策

P68	○学校における防災教育の充実について具体的に記載 【P68 第1 (6) 防災教育の充実】 ○町内小中学校は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施する旨を新たに記述 【P68 第2 防災訓練】
-----	--

第20節 防災関係機関相互応援体制の整備

P70	○災害時相互応援協定の締結について、締結後は協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図ることを新たに記述 【P70 第1 2 災害時相互応援協定の締結】
-----	---

第2章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

P75・82	○活動体制の確立において、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続性の確保について新たに記載 【P75 計画の目的 並びに P82 第2 7 業務継続性の確保】
--------	---

第2節 情報の収集・伝達

P87	○地域衛星ネットワーク及び県防災行政ネットワーク(99 発信による回線)が廃止されたことから削除 ○情報の報告・伝達手段において、本町及び国土交通省関東地方整備局が必要とする各種情報の交換等を目的とした情報連絡員(リエゾン)に関する協定について新たに記述 【P87 第3 2 情報の報告・伝達手段】
-----	---

第3節 通信確保対策

P90	○有線通信施設において、町指定避難所に設置した特設公衆電話(12ヶ所)の利用について新たに記述 【P90 第1 2 (1) ② 特設公衆電話の利用】 ○無線通信施設において、町簡易無線による通信を確保したことから新たに記述 【P90 第1 3 ② 町簡易無線による通信】
-----	--

第5節 相互応援協力・派遣要請

P94~96	○塩谷地区広域防災の相互協力について新たに記述 【P94 第2 塩谷地区広域防災の相互協力】 ○遠隔自治体との災害時相互応援協定に基づく応援要請について追記 【P95 第1 1 応援要請 (1)】 ○自主防災組織との協力体制において、町関係課【地域安全課・住民課・税務課・産業課・こどもみらい課・生涯学習課・社会福祉協議会・健康福祉課】を追記 【P96 第3 自主防災組織との協力体制】
--------	--

第8節 避難、救出救助対策

P103~111	○自主避難の実施において、避難手段について追記 【P103 第1 2 自主避難の実施】 ○避難誘導者の危険回避について追記
----------	---

	<p>【P104 第1 3 その他避難誘導に当たっての留意事項】</p> <p>○避難勧告等の発令時間帯について追記</p> <p>【P104 第2 1 避難の勧告・指示の基準】</p> <p>○避難所の運営について具体的に記述</p> <p>【P109 第5 2 避難所の運営】</p> <p>○県外避難者の受入れについて新たに記述</p> <p>【P110 第6 県外避難者の受入】</p>
--	---

第8節の2 帰宅困難者支援

P115～ 116	<p>・町外に通勤及び通学している住民が多いと同時に、町外から通勤及び通学している人もおり、地震の発生時間によっては数多くの帰宅困難者が発生する恐れがあることから、帰宅困難者支援について新たに項目を新設</p>
--------------	---

第11節 医療救護活動

P125～ 126	<p>○県は、災害急性期（災害発生4 8時間以内）に被災地で救護活動を行うDMATの派遣機能を有する8つの災害拠点病院をDMAT指定病院として指定し協定を締結していることから新たに記述</p> <p>【P125 第1 4 DMAT指定病院のDMAT】</p>
--------------	---

第13節 緊急輸送活動

P133	<p>○緊急輸送手段の確保における車両の調達体制の整備について具体的に記述</p> <p>【P133 第2 1 車両の調達体制】</p> <p>○災害時における燃料等の供給に関する協定に基づく燃料確保について新たに記述</p> <p>【P133 第3 2 燃料の確保】</p>
------	--

第15節 給水対策

P138	<p>○自治体間による災害時における相互応援協定及び企業との飲料供給に関する協定について追記</p> <p>【P138 町等の役割 第1 1 実施体制】</p>
------	--

第 18 節 保健衛生活動

P149	○動物取扱対策として、避難所における動物の適切な飼養について新たに記述 【P149 第 4 3 避難所における動物の適切な飼養】
------	---

第 19 節 障害物撤去活動

P150～ 151	○住居内障害物の除去について関係課【都市整備課・総務課・健康福祉課・環境課・社会福祉協議会】を追記 【P150 町等の役割 第 1 住居内障害物の除去】 ○道路の障害物の除去において、緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路については最優先し、連携を図りながら実施する旨を追記 【P151 第 2 2 実施方法】
--------------	--

第 21 節 廃棄物等処理活動

P158	○廃棄物等処理を実施する機関にあつては、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去ができるよう連携を図ることを追記 【P158 第 1 1 実施体制】
------	--

第 3 章 災害復旧・復興

第 2 節 民生の安定化対策

P188～ 191	○義援金品の受入れと配分について、関係課【総務課 健康福祉課・社会福祉協議会】を追記 【P188 第 4 義援金品の受入れと配分】 ○義援物資の受付、配分、受付けの停止、海外からの支援の受入れについて追記 【P188 第 4 義援金品の受入れと配分】 ○国民健康保険一部負担金、介護保険利用者負担額及び介護保険施設等における食費居住費についても減免措置を講じる旨を新たに記述 【P191 第 6 3 減免等】
--------------	---

第3部 風水害等対策編

ページ	修正の概要
-----	-------

第1章 風水害等災害予防

第9節 水防体制の整備

P216～ 217	・気象注意報・警報の発令基準が変更されたことから、改正したものを記載 【P216 第3 風水害に関する予警報伝達体制の整備】
--------------	---

第21節 竜巻災害対策

P230～ 232	・5月6日県東南部竜巻による被害を踏まえ、竜巻災害を台風等の風害とは異なる固有の特性を有する災害と認識して新たに項目を新設
--------------	---

第5部 原子力災害対策編

ページ	原子力災害対策編の概要
第1章 総則	
第1節 計画策定の趣旨	
P375	・近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合、重大な影響が及ぶことに備え、原子力災害に対する対応を明確にするため、地域防災計画に原子力災害対策編を新設する。
第2節 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等	
P376	・防災指針において示される「ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、町において必要な防護措置について整備する。
第3節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定	
P378	・近隣県の原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定している。
第2章 予防	
第1節 初動体制の整備	
P381	・近隣県の原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集や連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。
第2節 住民等への情報伝達体制の整備初動体制の整備	
P384	・住民等に対し、迅速かつ正確に災害情報を伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理する。
第3節 避難活動体制等の整備	
P385	・住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

第4節 モニタリング体制の整備

P388	・緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。
------	---

第5節 住民等の健康対策

P389	・住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。
------	--

第6節 農林水産物等の安全性確保体制の整備

P391	・放射性物質を含む食品等の摂取に伴う内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の安全確保体制の整備に努める。
------	---

第7節 児童・生徒等の安全対策

P392	・児童生徒に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努め、原子力災害発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、学校等と連携し防災体制を整備する。
------	---

第8節 緊急輸送体制の整備

P393	・原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。
------	---

第9節 住民等に対する普及・啓発活動

P394	・災害時において、住民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。
------	--

第10節 防災訓練の実施

P395	・原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関等との連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。
------	---

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部等の設置

P396	・栃木県に原子力災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準を定め、災害の状況に応じて体制
------	---

	を拡大又は縮小する。
--	------------

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

P402	・原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国、県、原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係機関及び住民等に対しその情報を迅速かつ的確に伝達する。
------	---

第3節 住民等への情報伝達

P404	・町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎあるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。
------	--

第4節 屋内退避・避難誘導等

P406	・原子力災害対策特別措置法に基づく、国、県からの指示に基づき屋内退避又は避難等の措置を講じる。
------	---

第5節 モニタリング活動

P409	・町は緊急時において県と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。
------	--

第6節 医療活動等

P410	・災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の身の健康を確保する。
------	--

第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

P411	・農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、町民に対して広く周知する。
------	--

第8節 児童生徒等の安全対策

P413	・学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。
------	--

第9節 緊急輸送活動

P414	・町は、警察や関係機関と連携して緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。
------	---

第4章 復旧・復興

第1節 住民等の健康対策

P416	・住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康への影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。
------	--

第2節 風評被害対策

P418	・町は、県及び関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。
------	---

第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

P420	・国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力する。
------	---

第4節 損害賠償

P422	・町は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。
------	--

第5節 各種制限の削除

P424	・町は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。
------	--